

○物品供給・業務委託（測量・建設コンサルタント等含む）契約の 入札における入札状況調査要領

制 定 平成 24 年 2 月 29 日

契約管財局で行う物品供給・業務委託（測量・建設コンサルタント等含む）契約の入札の結果、入札参加者が 1 者であった場合や入札参加者がいない場合等において、今後の入札参加資格や設計価格の算定等の参考にするため、入札状況調査として次のとおり業者に対して事情聴取を行うものとする。

第 1 事情聴取の実施

開札の結果、入札参加者が 1 者の場合は、原則として、入札参加者に対して契約請求局において事情聴取を行う。

また、入札参加者が 1 者の場合や入札参加者がいない場合において、原則として、入札参加資格を満たすと想定される業者（以下「参加可能業者」という。）に対しても、契約請求局において 1 者ずつ事情聴取を行う。

なお、契約管財局と契約請求局の協議により、事情聴取を契約管財局と合同で行うことを妨げない。

また、入札参加者が 2 者以上の場合でも、入札状況から判断して契約管財局長が必要と認める場合は、入札参加者及び参加可能業者に対して事情聴取を行うものとする。

第 2 具体的な対応

1 入札参加者が 1 者の場合

事情聴取を実施する場合は、内容、方法等について、原則として、契約管財局と契約請求局が協議し決定する。

なお、事情聴取は入札参加者を含め、原則として参加可能業者のうち 7 者以上から行うものとする。

ただし、参加可能業者が 7 者に満たない場合は、参加可能業者全者とする。

2 入札参加者がいない場合

事情聴取を実施する場合は、内容、方法等について、原則として、契約管財局と契約請求局が協議し決定する。

なお、事情聴取は原則として参加可能業者 7 者以上から行うものとする。

ただし、参加可能業者が 7 者に満たない場合は、参加可能業者全者とする。

3 契約管財局長が必要と認める場合

入札参加者が 1 者の場合に準ずる。

4 事情聴取の省略

1 から 3 に基づく事情聴取をした入札と同種の案件で、上記 1 から 3 に該当する場合は、契約管財局と契約請求局が協議し、事情聴取を省略することができる。

第3 事情聴取後の取扱等

- 1 契約請求局は、自局で行った事情聴取の結果を事情聴取一覧表（別紙）により作成し、見解を添えて契約管財局長に報告すること。

その内容に公正な入札を阻害する疑いが見られた場合は、談合情報等対応マニュアルの取扱いに準ずること。また、契約管財局長が必要と判断した場合、事情聴取の結果等について大阪市入札等監視委員会に報告すること。

- 2 事情聴取の結果から入札参加資格等の変更の必要があると契約管財局長が判断した場合は、競争参加資格等について審議し、必要に応じて、大阪市入札等監視委員会に報告すること。

- 3 予定価格又は最低制限価格の公表時期及び入札方法の変更をする場合は、大阪市入札等監視委員会に報告すること。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

事 情 聴 取 一 覧 表

案 件 名 称								
区 分 (入 札 参 加 者 ・ 参 加 可 能 業 者)								
業者名及び事情聴取を受けた者								
事 情 聴 取 を 行 っ た 者 (市 側)								
日 時								
場 所								
事情聴取 (例)	①本件に参加した（しなかった）理由は何か。 ②本件について参加者が1者(少ないこと)の理由として考えられることは何か。 ③落札率が高いあるいは低いことについて理由として考えられることは何か。 ④その他（状況に応じて聴取） ・入札参加資格は適当であるか。 ・入札の時期・履行期間は適当であるか。 ・その他仕様書の内容等で、入札参加もしくは積算しにくい事項はあるか。（事業規模等） ・予定価格は適正な金額であるか。							

(参考)

事情聴取調書

平成 年 月 日

案 件 名 称	
区 分 (入札参加者・参加可能業者)	
業者名及び事情聴取 を受けた者	
事 情 聴 取 を 行 っ た 者 (市 側)	
日 時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分
場 所	
(事情聴取内容：例) ① 本件に参加した（しなかった）理由は何か。 ② 本件について参加者が1者（少ないこと）の理由として考えられることは何か。 ③ 落札率が高い、あるいは低いことについて理由として考えられることは何か。 ④ その他（状況に応じて聴取） ・ 入札参加資格は適当であるか。 ・ 入札の時期・履行期間は適当であるか。 ・ その他仕様書の内容等で、入札参加もしくは積算しにくい事項はあるか。（事業規模等） ・ 予定価格は適正な金額であるか。	